

2 賃 金

(1)きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、平成27年7月における1人平均きまって支給する現金給与額は182,275円となり、前年(190,176円)と比べて7,901円下回り、4.2%減になりました。

これを全国値と比べると、8,994円下回り、全国値を100とした指数では、95.3となりました。

これは全国24位で、近畿6府県の中では、大阪府に次いで2番目となっています。

また、男女別にみると、男性は270,128円で前年比2.1%減、女性は128,524円で前年比9.5%増となり、それぞれ全国値を100とした指数では、男性は103.5、女性は92.1となりました。

(第1表、第2表、統計表-2(P14))

第1表 主な都道府県、性別きまって支給する現金給与額(調査産業計)

(格差:全国=100)

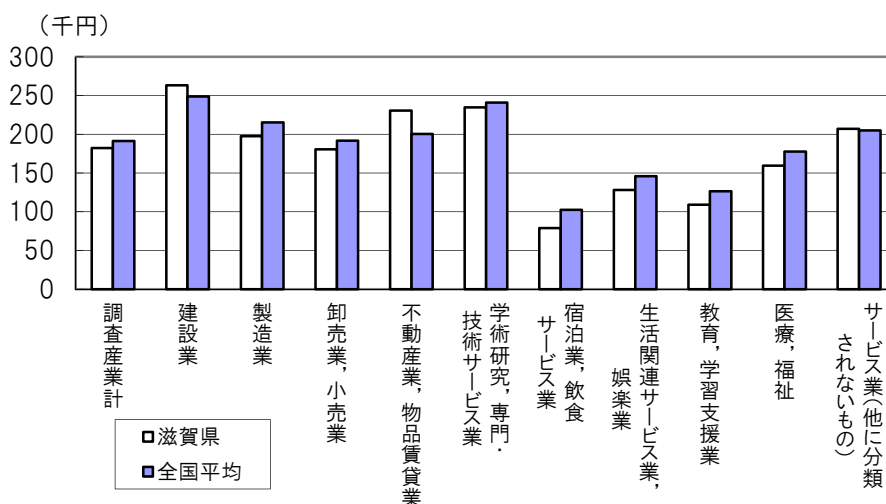
区 分		全 国	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	東京都
計	給与額(円)	191,269	182,275	178,339	215,108	160,565	178,042	171,640	228,412
	格 差	100.0	95.3	93.2	112.5	83.9	93.1	89.7	119.4
男	給与額(円)	260,966	270,128	246,385	292,011	230,499	240,002	236,792	288,523
	格 差	100.0	103.5	94.4	111.9	88.3	92.0	90.7	110.6
女	給与額(円)	139,524	128,524	131,654	158,178	118,749	125,819	130,987	176,982
	格 差	100.0	92.1	94.4	113.4	85.1	90.2	93.9	126.8

ア 産業別給与

きまって支給する現金給与額を主な産業別にみると、最も給与が高い産業は建設業の263,356円で、次いで学術研究、専門・技術サービス業の235,020円、不動産業、物品賃貸業の230,680円の順になりました。

全国値と比べると、不動産業、物品賃貸業が30,090円、建設業が14,634円、サービス業(他に分類されないもの)が2,092円上回りましたが、それ以外の産業では下回っており、最も下回ったのは宿泊業、飲食サービス業で23,505円となりました。(第1図、第2表)

第1図 主な産業別きまって支給する現金給与額の全国との比較



第2表 主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

(単位:円)

区分	全 国 事業所規模 1~4人 計	滋 賀 県								
		事業所規模1~4人			5人以上			30人以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
調査産業計	191,269	182,275	270,128	128,524	259,135	323,644	176,263	288,653	349,985	199,586
建設業	248,722	263,356	313,158	151,517	353,440	382,517	218,777	407,994	433,183	294,010
製造業	215,219	197,720	247,630	102,287	318,975	362,332	188,317	332,687	371,816	199,995
卸売業, 小売業	191,820	180,541	266,752	121,303	186,918	267,945	121,688	192,040	301,268	129,010
不動産業, 物品賃貸業	200,590	230,680	289,142	179,097	196,694	217,331	148,489	X	X	X
学術研究, 専門・技術サービス業	240,995	235,020	352,218	150,279	337,733	388,984	197,678	338,313	388,368	193,062
宿泊業, 飲食サービス業	102,375	78,870	126,115	59,559	108,133	128,214	92,946	135,676	182,025	107,908
生活関連サービス業, 娯楽業	145,951	128,054	175,417	123,520	206,698	269,040	144,543	166,416	213,471	131,282
教育, 学習支援業	126,586	109,242	174,776	96,884	287,357	342,116	231,695	368,660	422,096	304,040
医療, 福祉	177,666	159,680	264,392	144,431	248,105	355,048	217,868	293,060	376,870	258,463
サービス業(他に分類されないもの)	205,130	207,222	239,123	155,339	203,438	232,542	141,742	208,870	244,234	141,758

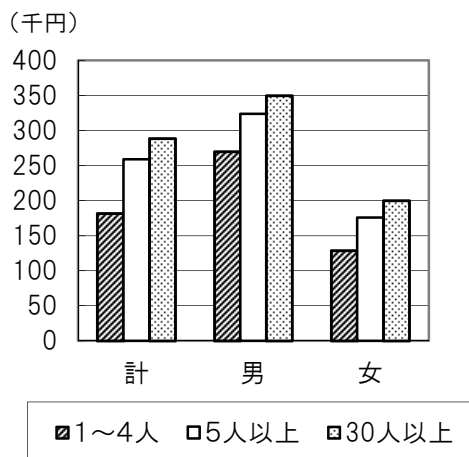
イ 事業所規模別給与

きまって支給する現金給与額を他の事業所規模と比べると、事業所規模5人以上に対して76,860円、事業所規模30人以上に対して106,378円、いずれも下回りました。

事業所規模30人以上を100とした指数で規模間格差をみると、事業所規模1~4人は63.1となりました。

主な産業別では、サービス業(他に分類されないもの)の99.2が最も高く、次いで卸売業, 小売業の94.0と続き、最も低いのは教育, 学習支援業の29.6でした。(第2表、第2図、第3表)

第2図 事業所規模、性別きまって支給する現金給与額(調査産業計)



第3表 主な産業、性別きまって支給する現金給与額の規模間格差(事業所規模30人以上を100とした1~4人)

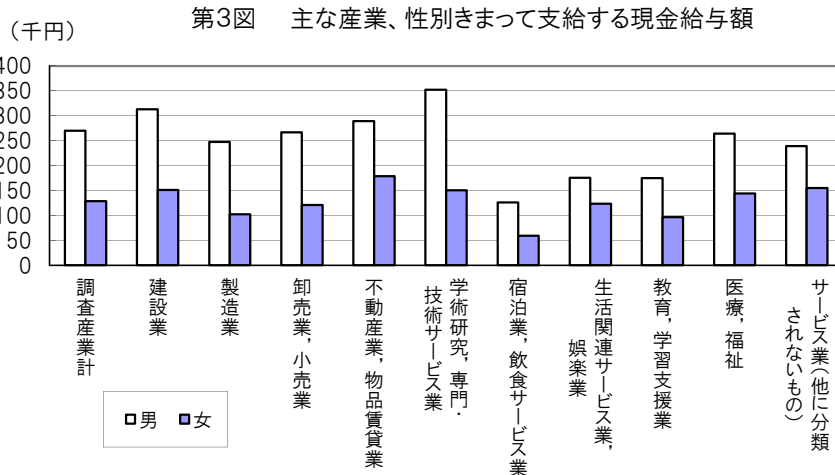
区分	規模間格差		
	計	男	女
調査産業計(滋賀県)	63.1	77.2	64.4
建設業	64.5	72.3	51.5
製造業	59.4	66.6	51.1
卸売業, 小売業	94.0	88.5	94.0
不動産業, 物品賃貸業	X	X	X
学術研究, 専門・技術サービス業	69.5	90.7	77.8
宿泊業, 飲食サービス業	58.1	69.3	55.2
生活関連サービス業, 娯楽業	76.9	82.2	94.1
教育, 学習支援業	29.6	41.4	31.9
医療, 福祉	54.5	70.2	55.9
サービス業(他に分類されないもの)	99.2	97.9	109.6

ウ 男女別給与

きまって支給する現金給与額を男女別にみると、男性が270,128円、女性が128,524円で、その差は141,604円となりました。

主な産業別で男女間の金額を比べてみると、すべての産業で男性が女性を上回っています。最も上回ったのは学術研究，専門・技術サービス業で、その差は201,939円となりました。（第2表、第3図）

多くの産業で男性の金額が女性の金額を上回ったのは、男女の月間労働時間に差があることが理由の一つと考えられます。（参照P7、P8）



(2) 特別に支払われた現金給与額

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの1年間における、賞与など特別に支払われた現金給与額は202,124円となり前年(195,017円)に比べて7,107円上回り、3.6%増になりました。

これを、全国値と比べると14,841円下回りました。

男女別にみると、男性は333,777円で全国値を13,032円上回り、女性は119,300円で全国値を18,315円下回りました。

主な産業別にみると、サービス業(他に分類されないもの)が474,674円と最も高く、次いで学術研究，専門・技術サービス業が308,347円、不動産業，物品賃貸業が252,425円となっています。

また、支給割合(きまって支給する現金給与額に対する割合)は1.11か月となり、全国値(1.13か月)を0.02か月下回りました。（第4表）

第4表 主な産業、性別過去1年間に特別に支払われた現金給与額および支給割合

区分	計		男		女	
	特別に支払われた現金給与額	支給割合	特別に支払われた現金給与額	支給割合	特別に支払われた現金給与額	支給割合
調査産業計(全国)	216,965	1.13	320,745	1.23	137,615	0.99
調査産業計(滋賀県)	202,124	1.11	333,777	1.24	119,300	0.93
建設業	190,818	0.72	241,385	0.77	48,094	0.32
製造業	197,521	1.00	281,426	1.14	43,133	0.42
卸売業、小売業	162,604	0.90	299,709	1.12	67,266	0.55
不動産業、物品賃貸業	252,425	1.09	352,752	1.22	159,486	0.89
学術研究、専門・技術サービス業	308,347	1.31	456,412	1.30	210,452	1.40
宿泊業、飲食サービス業	2,860	0.04	-	-	3,954	0.07
生活関連サービス業、娯楽業	45,243	0.35	61,958	0.35	43,539	0.35
教育、学習支援業	106,351	0.97	38,197	0.22	115,732	1.19
医療、福祉	228,041	1.43	579,011	2.19	189,962	1.32
サービス業(他に分類されないもの)	474,674	2.29	549,345	2.30	356,426	2.29

(注) 支給割合とは、常用労働者1人あたりの7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年に特別に支払われた現金給与額の割合である。